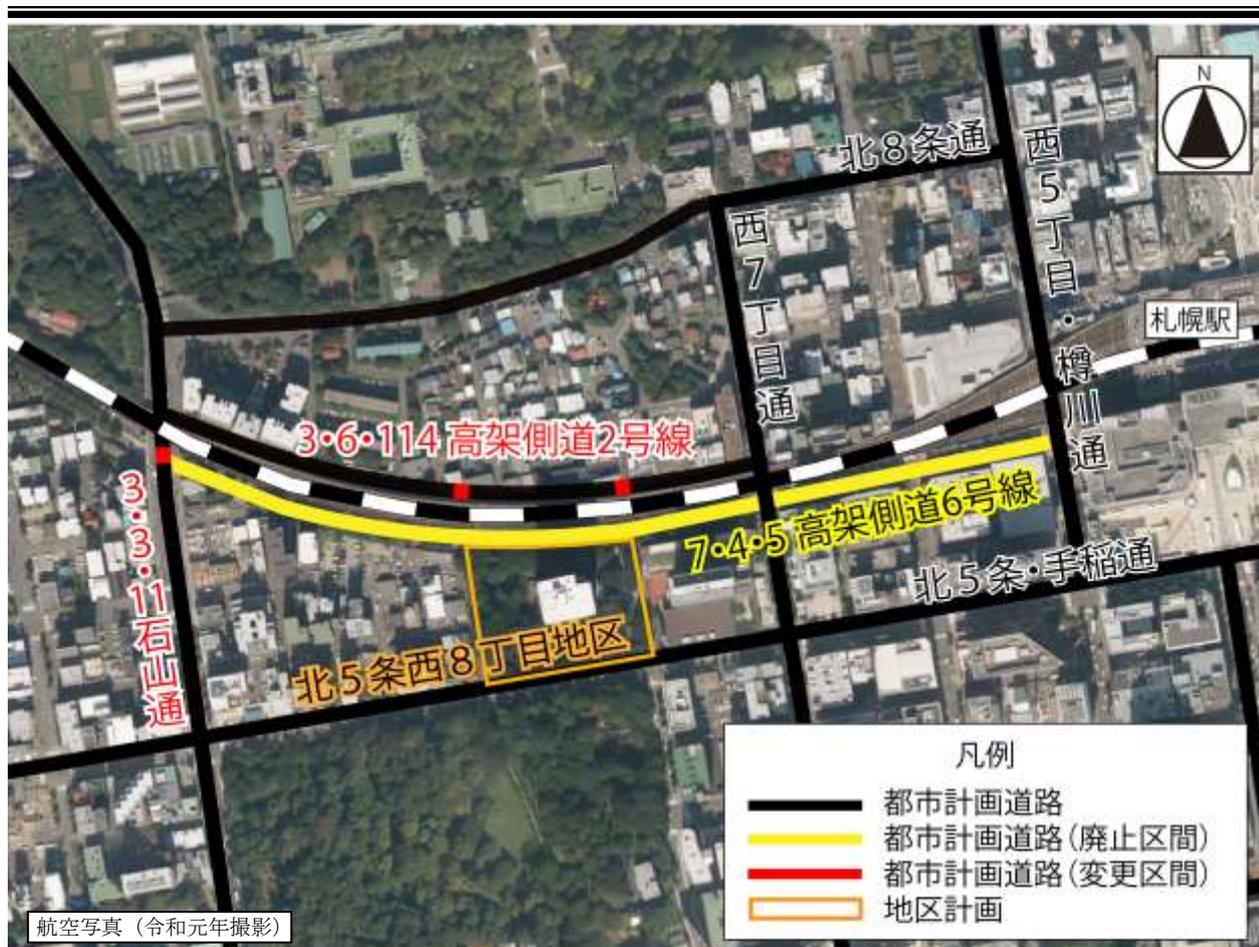


【高架側道6号線関連】

都市計画道路（7・4・5高架側道6号線ほか2路線）

地区計画（北5条西8丁目地区）



1 都市計画変更の概要

◆ 都市計画道路

【7・4・5高架側道6号線】

○ 廃止

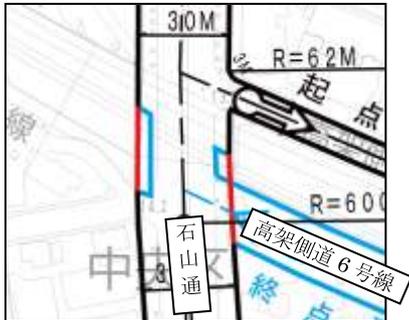
・北海道新幹線建設に伴う都市計画道路の廃止

- 区間：札幌市中央区北5条西5丁目 ～ 札幌市中央区北6条西10丁目
- 延長：約760m
- 幅員：18m

【3・3・11 石山通】

- 一部区域の変更
 - ・道路区域と整合を図るため区域を変更

▽変更区域



※変更前：水色線 変更後：赤線

【3・6・114 高架側道2号線】

- 一部区域の変更（隅切り部の廃止）
 - ・一部廃止となる市道との交差部の隅切り部の区域を廃止

▽変更区域（西9丁目中線交差部）

▽変更区域（西8丁目線交差部）



※変更前：水色線 変更後：赤線



◆ 地区計画

【北5条西8丁目地区】

○ 計画書、計画図の変更

- ・都市計画道路高架側道6号線を市道札幌桑園停車場緑道線に変更し、高架側道6号線の計画線を削除

▽北5条西8丁目地区計画



※変更箇所：赤部

2 都市計画変更の経緯と理由

◆ 都市計画道路（高架側道6号線）

- 7・4・5高架側道6号線は、西5丁目・樽川通から石山通までの延長約760mの都市計画道路であり、JR函館本線・JR札沼線連続立体交差事業に伴い昭和63年8月22日に都市計画決定されている。
- この度、北海道新幹線の札幌延伸に伴い当該都市計画道路区域に新幹線の高架橋が建設されることから、都市計画道路の廃止を行うものである。

《関連する都市計画の変更》

◆ 都市計画道路（石山通）

高架側道6号線との交差部等において道路区域との整合を図るため、一部区域の変更を行う。

◆ 都市計画道路（高架側道2号線）

市道西9丁目中線、市道西8丁目線の一部廃止に伴い、市道交差部における一部区域（隅切り）の変更を行う。

◆ 地区計画（北5条西8丁目地区）

高架側道6号線の廃止に伴い、計画書、計画図の変更を行う。